

公 募

非常勤職員(事務補助員)の選考採用について

横浜税関では、下記のとおり、事務補助を行う非常勤職員を募集します。

記

1. 採用予定期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

※ 任期更新あり（条件あり）

※ 採用日については応相談

2. 勤務地

横浜税関 川崎外郵出張所

(川崎市川崎区東扇島88番地 日本郵便(株)川崎東郵便局5階)

3. 業務内容

- ・書状検査補助業務
- ・コピー作業
- ・パソコン（ワード・エクセル等）による資料作成事務補助
- ・書類整理、物品管理、その他庶務事務など

4. 就業時間

月曜日～金曜日までの各5時間00分以内

(8時30分～16時00分（休憩時間45分（12時15分～13時00分））の範囲内で決定)

5. 採用予定人数

1名

6. 給与等について

給 与：時給1,355円程度

賞 与：あり

通勤手当：月額150,000円を上限として支給

保 險：社会保険（健康保険、厚生年金）及び雇用保険適用

休 日：土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

年次休暇：採用日から6ヶ月間経過後に勤務日数に応じて付与

給与支給日：原則として毎月16日（月末締切翌月支払）

7. 服務規律等

国家公務員法等に定める義務等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務及び政治的行為の制限等）を遵守

8. 応募条件

- 学歴：高校卒業以上又は同等の学歴を有する者
その他：パソコンの基本操作（ワード及びエクセル等）が出来る者

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ハ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

9. 選考方法

一次審査：書類選考（履歴書（写真貼付のもの）及び職務経歴書による）

二次審査：面接（会場：就労場所（川崎外郵出張所））

なお、一次審査に係る結果は応募締切日以降に文書又は電話により通知します。

履歴書の写真は、申込日の前6ヵ月以内に撮影されたものを貼付して下さい。

10. 申し込み方法

下記の番号まで電話連絡のうえ、履歴書（写真貼付のもの）及び職務経歴書を下記11.の申し込み先の住所に送付又は提出してください（令和7年11月5日（水）必着）。また、履歴書の備考欄等に「非常勤・川外」と記載をお願いします。

なお、提出された履歴書等については、選考終了後、責任をもって廃棄させていただきます。

11. 申し込み先

〒219-8799

川崎市川崎区東扇島88番地 日本郵便株川崎東郵便局5階

横浜税関 川崎外郵出張所 総務課

Tel 044-270-5753

12. 個人情報の取扱い

採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的として利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

13. その他

(1) 原則、車通勤は不可。

- ・川崎駅より川崎市営バス（07系統）で「山九物流センター」下車（約35分）、徒歩3分
- ・横浜駅東口（YCAT）より高速バスで「川崎東郵便局前」下車（約25分）、徒歩1分

(2) 面接等に係る交通費は支給しません。